

令和4年度旭川市農業委員会第1回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和4年4月25日(月曜日)
- 2 開催時間 午後2時00分開会 午後2時25分開会
- 3 開催場所 旭川市職員会館 2階 2・3号室
- 4 出席委員 17名
1番・北原 浩美 2番・鹿野 直子 3番・柿木 和恵 4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一 6番・外川 守 7番・湯浅 光二 8番・高倉 伸淳
9番・松木 一幸 11番・平 克洋 12番・鷺尾 勲 13番・浅沼 博実
15番・一宮 敏昭 16番・清水 利秋 17番・石尾 卓也 18番・山田 孝
19番・滝川 岳雪
- 5 欠席委員 10番・宮嶋 睦子 14番・只石 博幸
- 6 事務局職員 小浜事務局次長 西村副主幹 大谷副主幹
荒主査 正部川主任 川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 11番・平 克洋 12番・鷺尾 勲
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について
 - (5) 議案第5号 農地・非農地の判断について
 - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (8) 報告第3号 あっせん候補者の登録について

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和4年度旭川市農業委員会第1回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は、17名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（小浜事務局次長） 事務局。
御報告申し上げます。
本日の部会に、10番宮嶋委員、14番只石委員から欠席する旨の届出がございました。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
11番平委員、12番鷺尾委員の両委員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。
また、議事について発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（大谷副主幹） 事務局。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページから6ページでございます。
御審議いただきますのは、所有権移転が3件、使用貸借権の設定が3件の合計6件で、地区の内訳は所有権移転は3件全てが東旭川地区、使用貸借権の設定も3件全てが東旭川地区となっております。
内容でございますが、番号1番ないし番号3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
番号4番ないし6番につきましては、貸主が所有する農地を借主である後継者へ使用貸借するにあたり、既に設定されていた使用貸借権が期間満了を迎えることから、再設定する案件でございます。
なお、番号4番および5番は貸主と借主が同じですが、番号4番の申請は基盤整備事業予定地が対象となっており、既に事業主体である北海道から仮地番の設定を受けていることから、今後予定されております換地処分時に区別しやすいよう、申請を2件に分けております。

いずれも、議案補足資料1ページないし6ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定をいたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主 査） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案の7ページを御覧ください。
本件の転用目的は、第2種農地において、本年6月19日に開催予定の愛犬家を対象としたチャリティーイベントのための会場と駐車場を設置するため、一時転用をするものであります。
まず、議案補足資料7ページの位置図を御覧ください。
申請地はJR近文駅から南西方向へ約2.4kmに位置します。
次に、資料8ページの土地利用計画図を御覧ください。
申請地には来場者用の駐車場、ドッグラン、イベント用ステージ、物販テントが設置される計画です。
審査の内容につきましては、資料9ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料11ページおよび12ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。
なお、本年3月31日に農林水産省から発出されました、農地をイベント会場等として一時的に利用する場合の農地転用の取扱いにより、耕作に支障がない範囲で、農地の区画や形質を変更することなく、ごく短期間のみの利用で、終了後直ちに耕作可能な状態となることが明白な場合は、農地転用に該当しないと取り扱っても差し支えないとの考え方が示されました。
ただし、本案件につきましては、人の往来が多く申請面積も大きいことから、今回の一時転用完了後、原状回復されていることを確認した上で、

次年度以降も同じイベントが開催される場合は、前述の取扱いについて検討してまいります。

また、今後、本案件のほかにも、転用に該当しないと判断された場合におきましても、事前相談及び事業終了後の原状回復の確認については許可案件と同様に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員（浅沼 博実） はい、13番浅沼です。
今の件なんですけど、もし現状回復に至ってない時の次実施どうすると言う、それがありきで許可出していると言うことなんですか。もし、今説明あったように毎年同じようなイベントがされるとして、耕作状態に戻るかどうかという、その期間外に耕作をするかしないかっていう、どういう捉え方ですか？

○事務局（荒 主 査） 事務局。
今回農林水産省から発出されている通知につきましては、イベントのようなことで一時転用する場合に、直ちに農地に復元できるか、営農回復できるかどうか、というところが1つのポイントになっておまして、今回申請を受けたのが初めてでございますから、それが実際にできてくるかどうかというのを、今回の申請があつて許可になって終わった後に確認する、という意味合いでございます。
あくまでも前提としては、農地転用の許可を出すわけですから、計画の中では原状回復について、計画の中で書かれているわけですので、それができるといふ我々の認識で許可申請を受けて北海道に上程しよう、というふうにしております。
以上でございます。

○委員（浅沼 博実） 13番浅沼です。
他の市町村ではこういった事案っていうのはまだ発生してませんか。他の事案はわかんない？

○事務局（荒 主 査） 事務局。
農水省のこの発出があつたのが今年の3月31日なので、これがあつてからこういったイベントとかの一時転用があつたかどうかというところまでは把握はしてませんが、その前には、聞いた範囲では、結構大々的に駐車場などで使つて一時転用したというような事例はあるっていうふうに聞いております。

以上です。

○議長（山田 孝） 今、説明の中に、来年も次年度以降も同じイベントが、という説明が一言多かったのかなという気はするんだけど、一回こっきりの案件ならそれでいいのかなと思うんだけど、同じ場所で毎年行われるってなると、その農地をずっと使えないっていうことになっちゃうから、そういう場合はきちんと転用かけてもらわないと困るかな、という気はしますよね。

○委員（浅沼 博実） 単年単年で許可して、イベントなりなんなり使用期間が終わったら再生できますよ、農地として耕作できますよと言うのはわかるんだけども、単年単年許可されて、それが今山田部会長がおっしゃったように、毎年同じ時期にイベントがあるんだよね、そこはどうしても踏み固められて、資材か何か入れば、乗用車だけじゃないトラックが入ったりさ、間違っって重機が入ったりしたら、そこをそしたら常に耕作状態におけるのか、っていう疑問はちょっとあるんだよね。

それで、3月31日、農水からこういった転用に関しては転用許可を、甘くなったというか、一時的なものなら許可しなさい、っていうことなんだろうという解釈なんだけども、まして初めての案件ってなればさ、どんなふうに、やってみんとわからんって言われればそうかもしれないんだけども、そういった案件に関してはやっぱりちょっとねえ、不安があるというか、十分に、何ていうか監視してって言うんじゃないけども、危険がないよって。あと、どう始末っていうのかな、そういったもんも十分把握して欲しいなっていうのが。ていうのは、結構そういった案件で、いやいや毎年なんだよね、って言って、どうしてももうこれ以上耕作状態にないから今度農地から外してもらいましょうか、っていうところもなきにしもあらずかなっていう。だから、信用してね、転用許可出してるんですよ、まして再生できない状態であれば指導もしますよ、と言うんであれば、許可もらう時ははいはいって言うんだけども、毎年そういう農地って使うんであれば、ちょっとやっぱり部会長言ったようにちょっと何か疑問があるなど。その辺はよく事務局は把握しておいて欲しいなっていうだけです。

以上です。

○議長（山田 孝） はい、他にありませんか。

それでは、いろいろ質問もありましたけども、状況を見ながら転用を許可していくということで、この件につきましては許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定をいたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任）

事務局。

日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは9ページから46ページでございます。

御審議いただく全体の件数は、所有権移転が2件、利用権設定の内、賃貸借が79件、使用貸借が3件で、合計は84件となります。

地区別の内訳でございますが、所有権移転の2件は、いずれも西神楽地区でございます。

賃貸借の79件につきましては、東鷹栖地区30件、永山地区9件、江神地区5件、西神楽地区8件、東旭川地区27件となっております。

使用貸借の3件については、西神楽地区が2件、東旭川地区が1件となっております。

集積面積は、所有権移転が2.5ha、利用権設定の賃貸借が161.5ha、使用貸借が13.8ha、合計177.8haでございます。

いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしていると認められることから、議案の内容に基づいて農用地利用集積計画案を策定いたしました。

なお、議案に記載の面積につきましては、所有権移転や利用権設定においては御審議いただく対象の面積を記載しておりますが、この後の報告事項でございます農地法第18条の規定に基づく合意解約におきましては、契約した当時の面積を記載しております。

したがって、登記面積の変更や内地番の見直しなどによって、記載される面積が異なる場合がありますことを御承知おきください。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

賃貸借の番号31番につきましては、鷲尾委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（鷲尾 勲）

（退席）

○議長（山田 孝）

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任）

事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

議案の22ページ、賃貸借の番号31番につきましては、期間満了による再設定案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

以上でございます。

- 議長（山田 孝） それでは、賃貸借の番号31番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、31番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（鷺尾 勲） （着席）
- 議長（山田 孝） 鷺尾委員が関係する案件について、決定をいたしました。
- 続きまして、賃貸借の番号44番につきましては、佐藤委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。
- 委員（佐藤 慎二） （退席）
- 議長（山田 孝） では、事務局から説明いたします。
- 事務局（川原 主任） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
議案の28ページ、賃貸借の番号44番につきましては、期間満了による再設定案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、賃貸借の番号44番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、番号44番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（佐藤 慎二） （着席）
- 議長（山田 孝） 佐藤委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、使用貸借の番号2番につきましては、平委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

- 委員（平 克洋） （退席）
- 議長（山田 孝） では、事務局から説明いたします。
- 事務局（川原主任） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
議案の45ページ、使用貸借の番号2番につきましては、借主を変更する案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、使用貸借の番号2番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、使用貸借の番号2番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（平 克洋） （着席）
- 議長（山田 孝） 平委員が関係する案件について、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 議長（川原主任） 事務局。
それでは、他の案件の内容について御説明いたします。
所有権移転の番号1番および2番は、農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。
利用権設定の内、議事参与制限の3件を除いた貸貸借77件、使用貸借2件、合計79件の内容別の内訳につきましては、期間満了による再設定が48件、借主変更が22件、解約再設定が1件、農地保有合理化事業による貸付が2件、貸主が参加する法人への貸付が3件、老齢や稼働力不足などを理由とした新規案件が3件となっております。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号1番および2番、貸貸借の番号1番ないし30番、32番ないし43番、45番ないし79番、使用貸借の番号1番および3番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

- 委員 (意見なし。)
- 議長 (山田 孝) ありませんということですので、議案第3号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。
-
- 議長 (山田 孝) 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局 (正部川主任) 事務局。
日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは47ページでございます。
東鷹栖地区で1件、東旭川地区で2件、合計で3件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。
- 議長 (山田 孝) それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長 (山田 孝) それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり証明することに決定をいたします。
-
- 議長 (山田 孝) 続きまして、日程第5議案第5号「農地・非農地の判断について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局 (正部川主任) 事務局。
日程第5議案第5号「農地・非農地の判断について」を御説明いたします。議案の該当ページは49ページでございます。
昨年度、農地利用状況調査において農地の現況確認を行い、今後、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないものについて、農林水産省が制定した「農地法の運用について」の第4に基づき、農地部会の議決により、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を行うものです。
御審議いただく土地は東旭川地区2件で、合計面積は4.7haとなっております。

該当農地につきましては、昨年度の利用状況調査の際に、今後農業上の利用の増進を図ることが見込まれないとの判断でしたが、前回の利用意向調査実施から、複数年経過していたため、改めて利用意向調査を実施し、所有者等に耕作意思がない旨確認したものであります。

なお、表の中ほどにあります、荒廃農地調査分類ですが、再生利用が可能な荒廃農地についてはA分類、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地についてはB分類となります。

農地に該当しないと判断をした場合は、土地所有者、北海道、旭川市、法務局等への関係機関に対してその旨を通知するとともに、農地台帳の整理等を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、議案のとおり非農地とすることに決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（大谷副主幹） 事務局。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは51ページないし60ページでございます。

本件につきましては合計13件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区1件、永山地区2件、江神地区2件、西神楽地区1件、東旭川地区7件となっております。

届出の内訳としましては、番号12番を除く12件は相続による所有権の取得でございます。

また、番号12番は複数の方が持分を有する中で、一部の持分を他に持分を有する方に移動させる持分放棄による所有権の取得でございます。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま説明がありました。御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主 査） 事務局。

日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは61ページから76ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で15件、西神楽地区で3件、東旭川地区で4件ございました。

これらの案件につきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問などはございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主 査） 事務局。

日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の77ページを御覧ください。

本件につきましては、永山地区で1件、東旭川地区で1件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。

これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。
これもちまして、令和4年度旭川市農業委員会第1回定例農地部会を閉会いたします。